

## 議案第 89 号

八幡浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 記

八幡浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。）第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第 3 条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため。

